漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第１項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和２年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第４条第１項第８号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第11条第１項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和８年４月２４日

青森県知事　宮下　宗一郎

1　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

<table>
<tr><th>漁業種類</th><th>許可又は起業の認可をすべき船舶等の数</th><th>船舶の総トン数</th><th>推進機関の馬力数</th><th>操業区域</th><th>漁業時期</th><th>漁業を営む者の資格</th><th>許可又は起業の認可を申請すべき期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">めばる固定式刺し網漁業</td><td>18隻</td><td rowspan="3">20トン未満</td><td rowspan="3">定めなし</td><td rowspan="3">次の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域とする。
点イ　権現埼北灯台から磁針方位270度の線上8.5海里の点
点ロ　権現埼北灯台から磁針方位270度の線上13海里の点
点ハ　点ロから磁針方位320度の線上７海里の点
点ニ　点イから北海道札前埼を見通した線上8.2海里の点</td><td rowspan="3">６月１日から８月31日まで</td><td>北津軽郡中泊町大字小泊（字下前を除く）に住所を有する者</td><td rowspan="3">令和８年４月24日から令和８年５月25日まで</td><td rowspan="3">1　許可の有効期間は、令和８年６月１日から令和８年８月31日までとする。
2　規則第14条第１項第４号の対象とする。
3　次に掲げる内容の条件を付けることがある。
（1）所持できる網は１ヶ統とし、その全長は1,000メートル以内であること。
（2）漁網の投網は毎日午後５時以降とし、揚網完了は、毎日午後10時以前とする。
（3）網の目合は75ミリメートル以上であること。
（4）敷設する網の立ちは6.5メートル以内とすること。
（5）夜間にあっては漁網の敷設中２キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯、その他の照明による漁具の標識を当該漁具の両端に設置すること。
（6）前号の標識には許可番号並びに船名を表示すること。
（7）別途様式による船体標識を表示すること。
（8）漁獲物の陸揚については、根拠地の漁業協同組合に協力すること。</td></tr>
<tr><td>３隻</td><td>北津軽郡中泊町大字小泊字下前に住所を有する者</td></tr>
<tr><td>１隻</td><td>西津軽郡深浦町に住所を有する者</td></tr>
</table>

（別途様式）
〇船体の標識
　　黄色ペイントで１メートルの巾をもって操舵室中央物両側及び船体両舷を塗装すること。
〇許可番号の表示
　　許可番号を大きさ８センチメートル以上、太さ２センチメートル以上、間隔、２センチメートル以上とし、黒色ペイントをもって横書きすること。

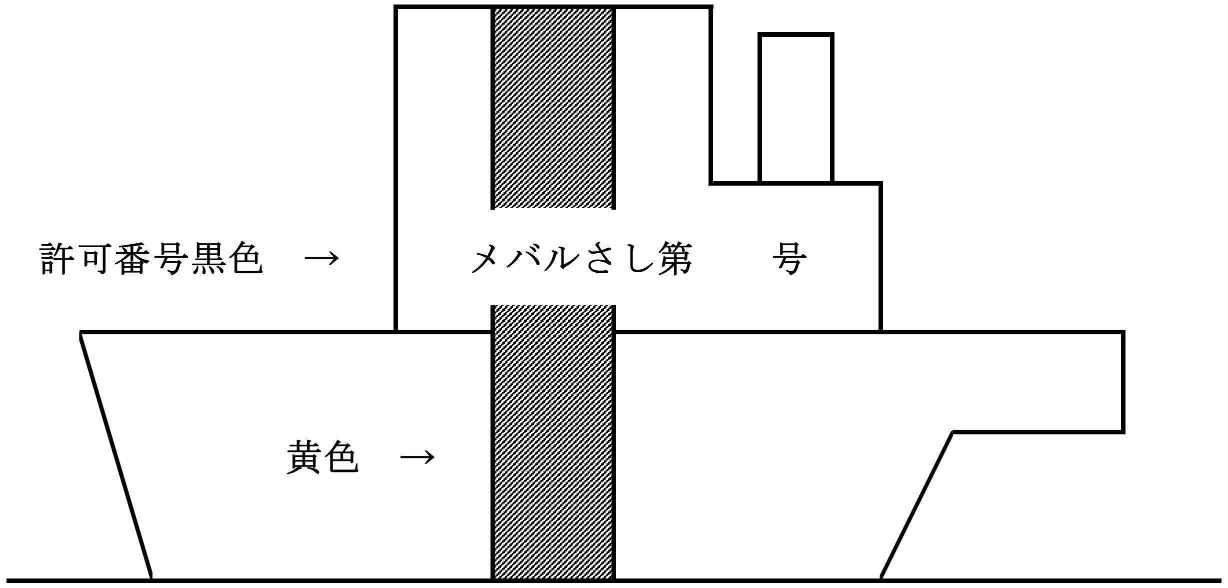

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第１項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和２年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第４条第１項第８号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第11条第１項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和８年４月２４日

青森県知事　宮下　宗一郎

1　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
かれい固定式刺し網漁業	１隻	５トン未満	定めなし	陸奥湾海域とする。ただし、共同及び区画漁業権漁場の区域並びに青森港の港域を除く。	８月１日から翌年７月31日まで	次のいずれにも該当する者とする。 1　むつ市川内町に住所を有する者 2　青森県知事の登録を受けた漁船の使用者	令和８年４月24日から令和８年４月27日まで	1　許可の有効期間は、許可の日から令和９年７月31日までとする。 2　規則第14条第１項第４号の対象とする。 3　次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）小型定置漁業及び底建網漁業の操業中は、その前面及び後面それぞれ300メートル以内、沖合100メートル以内の海域で操業しないこと （２）使用する網の長さ及び船上に積む予備の網の長さは、それぞれ延べ1,000メートル以内とする （３）使用する網の目合は、105ミリメートル（３寸５分）以上とすること （４）漁具の両端に標識を設置すること （５）使用する網は、一枚網とすること （６）次に掲げる水産動物が採補された時は、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならない ア　さけ・ます類 イ　なまこ ウ　海産ほ乳類

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第１項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和２年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第４条第１項第８号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第11条第１項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和８年４月２４日

青森県知事　宮下　宗一郎

1　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
なまこ固定式刺し網漁業	１隻	５トン未満	定めなし	西共第49号共同漁業権漁場の区域	10月１日から翌年４月30日まで	西共第49号共同漁業権の組合員行使権者	令和８年４月24日から令和８年５月８日まで	1　許可の有効期間は、許可の日から令和10年４月30日までとする。 2　規則第14条第１項第４号の対象とする。 3　次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）小型定置漁業及び底建網漁業の操業中は、その前面及び後面それぞれ300メートル以内、沖合100メートル以内の海域で操業しないこと （2）使用する網の目合は、105ミリメートル（３寸５分）以上とすること （3）漁具の両端に標識を設置すること （4）使用する網は、一枚網とすること （5）次に掲げる水産動物が採補された時は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない ア　さけ・ます類 イ　海産ほ乳類